

平成28年第2回 総務文教委員会会議録

平成28年3月11日

第2委員会室

開 会： 15時00分

委員長 近 藤 純 二

副委員長 林 忠 義

2番委員 安 藤 直 実、3番委員 後 藤 康 司、4番委員 小 澤 建 男、

5番委員 水 野 功 教

委員長 ; 改めまして、こんにちは。視察たいへんお疲れ様でした。只今から平成28年第2回総務文教委員会を開会いたします。本日の会議は先ほどの本会議において当委員会に付託されました議案の審査でありますのでよろしくお願いします。それでは始めに市長さんからご挨拶をお願いします。

市長 ; 皆さんこんにちは。午前中の本会議におきまして、当委員会に付託されました追加議案であります議第66号の財産の取得について、それから議第67号恵那市過疎地域自立促進計画を定めることについて、この2つの議案についてご審議をいただきます。どうかよろしくお願いいたします。また、現地をご視察いただきまして、大変ご苦勞様でございました。私も何回か下から上がりますが、800mというものの、長い距離があるなというふうに思いますが、そのことも含めてご審議をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ; ありがとうございました。続きまして、議長さん、ご挨拶をお願いします。

議長 ; 皆さん、こんにちは。現地視察大変ご苦勞様でございました。本日の本会議で当委員会に付託された議案の審査です。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; ありがとうございました。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において、詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決の順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを、確認してからお願いいたします。

委員長 ; それでは、「議第66号 財産の取得について」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はございませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 全協で聞いたかな。まだはっきり分からなかったので、動機。あそこを買おうとしたのは誰の発案で、こういうことになったのか。これを明確に市民に話しができるように説明をいただきたいと思います。国有林を買うという話。

委員長 ; 市長。

市長 ; 私が言い始めました。これはですね、今まで国有地というのはなかなか処分させてくれなかった。その都度、支障木については、あるいは枯れた木については、いちいち管理者のほうに相談に行って、除去する。それも市のお金で除去しなければならないということで、毎年森林管理署の方との懇談会みたいなものがあって、恵那市のほうから国有地全体の要望を行いまして、その際に岩村城に関わる整備について、例えば支障木があるとか、見通しが悪いので切ってほしいとか、あるいは枯れた木があるので処分してほしいということがありましたので、それを市のほうからお話をしておりました。この事は常に国有地ですので、しっかりなお願いをしてやっていただくということでありました。今まではそういうこともあって財産を処分してもらうということが、お話ししてもなかなかできなかった。今回は処分してもよいということになってきた。今までは、国有林というのは営林関係でいわゆる材を売って営業していた。今回は国のほうの考え方が変わって、いわゆる普通財産的な考えになってきた。だから処分ができるということでございました。このことについても是非市が取得したいのをお願いしたということを申し上げました。なぜそういうことを申し上げたかと言いますと、岩村城は恵那市の誇りだと思っております。創建 800 年という歴史があって、全国にも珍しい、本日登っていただきましたが 720m に本丸があるということで、全国にも無い 1 番高いところに本丸があるお城跡でございます。この城跡は私としてはしっかり整備保存して、後世に伝えていく義務があると思うのですよ。中にまだ個人地があって問題があることは確かに承知しておりますけれども、これは全力を挙げて市の所有にして整備していかないとけない。それで、結果としては、最終的には国指定にしていきたい。こう思っております。すでに岩村町は昭和 32 年に国指定をしたいという要望を出しておりますが、その際は個人地の承諾が得られなかったということで、国指定にならなかったという経緯があります。そういうことで長年このことについては岩村町も取り組んでおられた。それで私は市長になったときに、そのことも前の町長さんからもお話を聞いていましたので、何とかこの民有地も含めてですね、市の取得にできないかということを思って、当時横田さんという、個人地を所有して見える方にお会いしました。その時には行政とは一切口を聞かん。特に教育委

員会は絶対会いたくないという話でした。でも、私は市長になって平成 17 年のはじめであったと思いますけれども、私も市長になったばかりですけど、何とかお会いできないかということで、岩村振興事務所で対一でお会いすることができました。その時、申し上げたことは是非この日本に誇れる歴史遺産でありますので、整備保存して後世に残していく。それが我々の義務であると思っていると。だから是非協力してほしいと。こういう話も申し上げました。その時には回答はなかったのですが、私の思いは伝わったなと思っていましたが、その後市は一切会うことをしてもらえませんので、民間の方々が中に入ってお話をしているのが現状であります。まだ、合意に至っているような状況にはなっていないことは事実です。それで、そのこともありまして、この国有地につきましても、お城というのは、例えば松本城だとか姫路城とか、彦根城だとかはお堀がありますよね。平場のお城はお堀があります。でも山城にはお堀がありません。そのお堀に変わるものが急峻な山だと。あの山があって始めてあの城が保たれている。それで、戦国時代でも 1 番難攻不落のお城と言われていた。それはあの山全体を含めての遺構だと私は思っています。ですから是非これは取得したいと思って、申し込みをしました。民有地の話を少ししますが申し訳ないと思いますけれども、その時にきちっとしておけばこういうことはなかったと。そういうことを思うと、今取得をしておかないと、仮に国のほうが他の人に処分したときにどうなるかということを思うと、私としてはどうしてもこれは取得しておかないと、後世に憂いを残すことになりかねないと思ったわけですから、申し込みをしました。それで、最初の時はこれがすんなり行くとは思っておりませんでした。何回か要望しないといけないなと思っておりましたけれども、向こうから処分してもいいという話がありました。そこで昨年 2 月に全員協議会の中で説明を申し上げさせていただきました。それで、その時は林野庁のほうの台帳面積、あるいは埋木の台帳面の数字で計算して約 6,000 万円から 8,000 万円ということを皆さんにご説明した経緯がございますけれども、今回この埋木調査をした上で、こういう価格が出てきたということで、私としては林野庁のほうに申し上げたことは、恵那市として木を切って売るつもりはないので、是非このまま残して行きたいのでなんとか値段については考慮できないかという話も申し上げてきましたけれども、国のほうの価格としてこれをこれで是非買ってほしいと、こういうことでしたので、今回上程させていただいたということですので、よろしく願いいたします。それで、申し上げましたように私が職員に指示して是非取得しろということを申し上げてきました。以上です。

委員長

; 他にありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 最初に申請したのはいつですか。市長が林野庁に、国のほうに売ってくれと申し入れをされたのはいつですか。

委員長 ; 教育長。

教育長 ; 何月まではよう思い出しませんけど。まだ岩村にあったころですので、私どもが。23 年度の時に当時は文化課の課長が坂本課長さんのときでした。それで、私が話を受けて、課長に指示をして、そしてどれだか探ってもらったんですが、なかなか難しいということで、その年はそれっきりだったと思いますけれども、24 年度に松村課長さんになって同じ話をして、もう一歩踏み込んで情報収集をしていく中で、きっかけができたと自分は捉えております。24 年度だったのではないかなと、何月まではちょっとすみません。25 年度ですかね。25 年度ですね。

委員長 ; 他にありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 基本的な話なんです、今日現地を見せていただいて、確かに古い歴史ある城でこれを残していかないかんというのは分かるわけですけど、何せ本当に整理をしたいなと思うところは民有地が多いと。それと、仮に土地を、国有林を取得をされても、この国有林が土砂流出の危険防止保安林と保健何とかという保安林、これどちらも 30% から 35% の伐採しかできないと。それともう 1 つは郷土の森でしたかね。これ全域が係ってますよね。これは木を切ることはできんわけですよ。今の状態で行けば。仮に今は国が管理しているから、そういうところも許可がいるんだろうかと思うのだけれども、逆にこれを市が取得して、今の保安林辺りは県との協議で済んでいくんだろうけれども、それが本当に市が取得することによってできるのかどうか。それともう 1 つは郷土の森で指定してあるものが解除できるのかどうか。そこのところをお聞かせ願いたいのと、それと今日ずっと見て回った中で、確かに整備をしたいというところが国有林のところがたくさんあるわけですよ。それで、そこは要するに、仮にですよ。国有林のままの中で、そんな大きな道路を付けたり、いろいろではないものですから。散策道的なものを整備しながら、協議をすれば国有林の中ではやらせてもらえないのかどうか。これは取得をしてしまわないとできないのかどうかというのを、確認されたかどうかをお聞かせ願いたいのですが。これ国有林のままでも、何らかの協議をして整備をしたいということであれば、まったくの伐採とかいろいろ関係なしに、そういう許可がもらえるのではないかと思います、そういう協議をされたかどうかということ。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; まず郷土の森の関係ですけど、保護林の制度というものがございまして、基本的には国有林は禁伐であるということで、危険木に限っては伐採を認めていただいているということで、これまでやってきております。それで、今後市が、市の所有になった場合には、郷土の森の協定等を優先する利用方法とかですね。そういったことがあれば、相談に乗りますというお話はいただいております。それから保安林の規制はご存知のとおりで、今まで説明しておりますように 35%の植栽、土砂流出防止のほうは 35%の植栽が条件、そして保健保安林は 30%の間伐または択伐ということでございますので、山の保全ということを考えれば当然保安林の範囲内で工夫をしながら、なんとか城と森が一体的に利用できるような、利活用をさせていただきたいというようなお話をしております。現場で森林官の方にお話しをさせていただくこともあるわけですけど、基本的に国有林は保護が主体ですので、禁伐で、保安林のほうが届出をして切ることはできるかもしれないですけど、基本的に国は伐採は国の物である以上は、簡単には伐採するのは認めないという立場というのは、先般も森の確認に行った時にお話を伺っております。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 国はそうなんだけど、仮に市が取得したときに、これが本当に冗談抜きで、そういう規制というのは外せるのかどうか。本当にやれるのかどうか。これはあくまでもこういうところだから、ちゃんとそういうのが指定してあるから、これを外すということなかどうなのかということ。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; 郷土の森という保護林の制度については国のほうでも再構築を検討はされています。他の制度の活用だとか、配慮はするというような形で現在森の国有林の管理体制とか、簡素化したり効率化していくと、そういうような方針であると聞いております。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 昨年私も東濃森林管理署の所長さんとお会いさせていただきました。今まさに議員がご指摘されるところが懸念があったものですから、直接お会いして土地の規制について、まずは郷土の森、これ地元と協定されております。今回お譲りいただく際に、この協定を解除すると。これについてどうかと。解除する方向でそれについては了解すると。ただ新たにレクリエーションの森、そういう制度もありますのでということをご紹介いただきました。そうすればですね、現時点県の保安林の規制が土砂流出防備保安林と保険保安林ですか、この範囲内でレクリエーションの森として整備する制度があ

るので、活用されたらどうかと。こういうようなご指導もいただきました。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 私も今日普段は南側から車で上がりますので、本丸まで上がって帰るわけですが、今日下りてきて、非常に歴史的価値があるなと再認識したわけですが、その中で、今お城ブームもありますし、1 番いいところが民有林というか私有林になっているということ今日改めて認識したわけで、ここも平行して取得する方向で、市がもっと積極的に売り出していくことはできないだろうか。障害はどんなことがあるのかと思うわけですけど、登城坂の、特に右側の石垣の上の木を伐採すれば、すばらしいところになるだろうと思いますが、その辺の状況はいかがでしょうか。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 ; その民有地の方とのお話しですけれども、現場でも少しお話が出たかもしれませんが、市長が先ほど申し上げましたように、行政とは直接話はしない、交渉はしないという立場を崩されない方です。私どもから直接アポを取ったりだとか、みんなで押しかけたりとかそういうことはできないということがございまして、岩村の観光協会でありますとか、岩村城の再建構想実行委員会という、そういう団体の方を通して交渉を長年やってきておるわけです。それに関しては、私どもは直接関係ありませんので、間接的にいろいろご相談に乗ったりだとか、アドバイスをしたりだとか、どういうことができるのかとか、そういったご相談なりを受けながら交渉していただいているといったところでございます。それで、例えばその所有地の中の木をですね、なんとかならないだろうか。私どもが言うとまた抵抗されるかもしれませんので、今交渉に当たられているところを通じてですね、そういったお願いをしていきたいと思います。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 今の民有地を持ってみえる方が、恵那市が取得すれば対応してくれるのか。現状では対応してもらえないのか。恵那市の所有にすれば向こうは分かってもらえるのか。そういうような反応を理解して、こういう活動にしようとしたのか。それは関係ないのか。国有林を市のものにすれば、その所有者は話に乗ってくれるのか。確信を持ってこの行動に移ったのか。そんなこと関係ないですよ。国有林のままでも、私有林のままでも横田さんの態度は変わりませんよと。そこのところを確認したいということと、先ほど市長さんが今取得しておかないと言われた。ちょっと民間にという話も言われた

のですけど、今買っておかないと、誰かが買う心配が将来あるというそういうふう
に思われたのか、なぜそういうふうと思われたのか、なんで国のものを地元の恵那市に
相談なしに民間のものに移るという判断をされたのか。そういうことがあると思われ
たのか。そのところをお聞きしたいです。

委員長 ; 市長。

市長 ; 国の資産ですから、恵那市でも遊休資産は処分しようという動きがありますよね。私
は、想像ですよ。おそらく国もそういうふうに動いてくる。そうなったときに、果た
して恵那市に相談して、恵那市が購入しないと言ったら他に売ってしまう場合もあり
得るので、特に 4,000 万円もするヒノキなんかは特別に買いたい人があれば売る可
能性はありますよね。だから立木だけでなく土地も合わせてということがあるかもしれ
ない。これはあくまで私の想像ですから、私がそういうふうにした。市も国も県も
同じだと思いますね。遊休な土地は処分していく。だからたまたま誰かが手を上げて
処分をお願いしたときにそれが正当であれば、処分される可能性があるとは思いま
した。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; やはりあの、今は恵那市ですけど、岩村町の人達はずっと守ってきたように、今でも
町民が年に 2 回草刈をして手入れしているところです。その人達に相談もなしにで
すね、これまで守ってきた宝物を勝手に国のほうが持っていく。さすがの安倍さんで
もやらんと思うわけ。だからそんなことを心配するのはちょっと信じられないです。
まさに本当に市長が国をそのように見ておられるのは、とてもじゃない。信じられ
ないです。やっぱり法治国家だし、地方分権にもあることだし、いくら国のものだって
言たって、そもそも岩村のお城のものなんですよ。私も岩村藩の久須見ですけど
も、井戸に入れた大蛇なんかについては、山中の人はそういう関係のあるところで、
そんなものを国が勝手に相談もせずにやられることはないと思いますので、これはち
ょっと無理な理屈だと私は思うわけですけども、もうちょっと冷静に考えたほうが
いいと思います。それからもう一つ財源はどのように考えてみえるか。それからこの
先ね、これによって岩村に、ものにして、どれだけ投資しようとしているのか、今の
総合計画も立てられました。行革の計画も出てきました。そういう中で庶民は今本当
に厳しい状況にありますけれども、それだけのお金がどういうふうに財源として計上
されておるのか。それについてもそれについても市民に説明しなアカんで、一度お伺
いしたいです。

委員長 ; 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長；最初のご質問ですけど、民有地の方が地元の方と城を守るためになんらかよい協定を結んでいきたいというお話が、現在なかなか進んでいないと。それで、お互いいい形にしていこうということで、やっておられるわけですので、ただそれがなかなか進まないということで、できるところから旧町の時代から整備を進めてきておられます。城のほうもそうですし、町並みのほうの伝建地区をやられているのも、そういう形でやってきているわけですけど、今回国有林についても、城、山城として全体を整備するというので、できるところからしっかり市が責任を持って、住民の皆様と一緒に整備をしていくということ自体は悪いことではありませんし、城を守るということになるわけですので、何とかそういう思いが民有地の方にも届かないかということでの思いはございます。

委員長；まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長；私ども苗木城の整備を少し参考にさせていただいております。この苗木城は昭和 56 年 4 月に国に指定されました。面積が 39 筆で 15 万 6,747 平米ございます。当時ですね、その所有別にみますと民有地が 92.4%、それから公有地が 3.1、その他 4.5 というような状況でした。それをですね、国の指定を受けたということで、昭和 59 年から整備が始まっております。まずはこれを民有地から公有地に変えようという動きです。平成 11 年までに約 90% 公有地にされました。これは国の財源によって 8 割補助で公有地化されたということです。そして、11 年から具体的な整備基本構想を立てられまして、整備が始まっています。27 年度までに 4 億 6,000 万円かけられたそうです。そして、今後 35 年までに 1 億 6,000 万円ほどかけられるということで、合わせて 6 億ほど投じられたということです。公有地については約 8 割、80% 程度の補助金。そして今申し上げた 6 億あまりの事業費については 2 分の 1 の補助金を活用したと。こういうのを私どもも勉強させていただきます。それで、国史跡の指定については先ほどの課題であります民有地の問題もありますので、まだまだ時間もかかるかと思います。私どもが今いろんなところでご相談しているのは、1 つは歴史まちづくり、歴史的風致維持向上計画を立てさせていただく中で、岩村と大井町、中山道は重点地区に指定されております。それで、先般法定協議会にも私出席しました際に、委員からも城山の購入をどのように考えているかというご指摘をいただきました。是非まずは歴史的風致維持向上計画に位置付けをしていただきたいと思いますし、是非計画に乗せるべきだと言われました。このことによって、まずは文化庁の財源が確保できるということがあります。それと全体に城山の保全ということがありますと、先ほど林野庁のほうから東濃森林管理署からご指導いただいたレクリエーションの森という制度をで

すね、是非活用していただけないだろうかということで、財源も含めてご指導くださいということで、所長さんのほうにお願い申し上げている。こういう形で財源としては関係機関の協議を進めて行きたいと思っております。そして今回少し説明が不十分で申し訳ございません。取得に際しては土地開発基金を活用させていただこうと考えております。まさに先行取得という形です。財源が確定した段階で買戻しをしていくという捉え方をしていまして、基本的に申し上げると一般財源の持ち出しを極力押さえながら、そして市民の皆さんにご協力いただきながらというような手法、しかも基盤を作って整備するのではなくて、この今苗木城で見させていただくように本当に長い年月をかけてじっくりと整備していくということを今考えております。

委員長 ; はい、他に。

3 番委員。

3 番委員 ; 今部長の説明で、その苗木城は、今の国指定のあれになったわけですけども、要するに民有地も全て取得をしちゃってからそういう指定を受けたのか、要するにそれ以前にもそういうことが受けれたのか。それとも1つ、やっぱり補助を貰ったり色々しようとするれば、そういう指定を受けようとするればですね、ものはここの整備計画というのをきちっと示して。概略、これくらいのをやりたい、予算的にもこれくらいかかるよというのを示していかないと、国もそんな簡単に指定はしてくれんわけですよ。ここの場合、そういう計画だとかいろいろ何も示しておらんわけですよ。ポン知恵みたいなので、こういうのをやりたいと言うだけで。だから、きちっとそういう整備計画を持って、こういうことをやりたい、これにはこれくらいの金が掛かるんだと、これの財源はこういうものを予定したいというのをきちっとやっぱり示すべきであって、それが少しも見えてこないっていうのは。逆にこれは予算化をする以前の話であって、それをきちっと説明をしてから、本来はこういうことをやりたいからなんとか予算化をして欲しいというのが筋だと思うんだけど、ちょっと逆のような気がするんですよ。

委員長 ; はい、まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長; 要件については、担当課長の方が詳しいので、補足していただきますけども、私ども正家廃寺も国史跡の指定をさせていただきましたけど。要件は学術的な調査を行いまして、その価値によって判断されます。そして苗木城の今お話がございましたけども、当初指定の段階では所有者が誰であろうかは関係ございません。当時、私先ほど申し上げましたが、15 万平米のうちの民有地が 92%あったということで。それは指定には関係ないです。ただ整備をしようとする、公有地でないと計画が立ちませんので、

その後公有地化したということ。指定の後に、公有地化したと。正家廃寺の例も申し上げれば、同じ事でございます。指定をした後に、公有地化をさせていただいたと。そして今学術的な調査を今やっております。さらにやっています。そして整備計画は、今の段階でようやく作っているわけですね。遺構の調査をしないと、整備計画が立たないんですね。要するに、遺構をどうやって後生に残すかっていうところをきちっと明確にしないと、整備計画が立たないという性格がございます。そういったところは、ご理解を頂きたいなと思います。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; わかるんだけど、そういうことであれば、要するに、今のこの城の本体の部分だけであって、それを指定をしてきちっと。あと整備計画ってのは、山を買うか、要するに取得をして整備をしていくのかどうかってのは、それから後でも出来る話ですよ。今の話を聞いてれば。

委員長 ; はい、まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; さっき申し上げましたように、苗木城ですら本当に整備が見える所は城址の所だけです。木曽川に降りる所まで全て確保しているのは、冒頭市長が申し上げた様に、それが城郭であるということですね。正家廃寺についてもそうですね。全体のエリアをどう捉えるか。今私はまだ十二分に調査が出来ていない中世における遠山氏の遺構が、登城口から今の城址の西斜面にございますよね。まずそこはきちっと調査をして価値を判断しなくちゃいけないってことと。もう一方ですね、いわゆるその下を支える城山全体、先ほどレクリエーションの森というようにお話をさせていただきましたけども、合わせてそういった森の整備。これを保全しないと管理ができていきませんので、それをやはり平行してやってくべきだろうなというふうに思っています。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; そいつはわかった。それなら、要するに公有地化をして国指定にしますよということであれば、国の指定であれば、何も国の指定をするのに国有林を、国のものを市のものにしないといけないのか。国のものであれば、国指定にするのであれば、国も協力をしてこの中にきちっと散策道を作ったり、いろんなふれあいが出来るレクリエーションの森にしてやれるっていう手法を取れるんじゃないのっていうことです。そういう協議ってのは、一度かされましたって話。一番最初に言ったんだけど。国とそういうその国有地のままでその中を整備をしたいよという協議はされたのということです。それは全然なしで、なしでこの用地を取得しなきゃだめなのかって話よ。

委員長 ; はい、まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長；まずは国指定が私どもの最終的な、もっとも重要な目的であるとは認識しております。ただ指定にあたっては、さっきの個人地の同意が必要でございます。だからそういう面では、まだまだ時間がかかるだろうという認識ですね。それが一つですね。それと、今国有地の状況です。先ほど課長が申し上げたみたいに、その都度、その都度、協議ですし、私どもが描くような整備計画で国がうんと言うわけにはいかないんですね。この全体の山の管理の上でのやはりお考えございますので、我々が国有地の中に、例えばですね、個人が入っていくと。それを認めて頂けるかどうかについてとても非常に制限があります。国有地のままだと。例えばレクリエーションの森ということ仮にですね、我々がプラン作って、国が作られても、じゃあその一般の不特定多数の入っていくということに対する管理上の問題も出てきます。そういった面ではなかなか国有地のままで、そういった市民の皆様場所に場所を提供するってのは私どもは難しいだろうなと。それは今回の協議の中でですね、郷土の森連絡会議っていうのを地元でやられる中で、逆に東濃森林管理署の方から私どもにお譲り頂いて、そういった管理を市と主体的にやられたらどうかってことでお譲り頂く方向で、今協議を進めてきたわけですね。

委員長；はい、他にありませんか。1番委員。

1番委員；国の指定を貰わないと、今言う財源の2分の1は確保できないかってことですけど。これは35年に岩村町が申し込んで、個人所有の土地がだめやと言われたわけだけど。今の苗木の城山の話がされたわけだけど、私1年にいっぺんずつあそこ行ってるんです。それも岩村城とは全然わけが違つとって、ちょうど上はどんぐりの木しかないんですよ。どんぐりはこんなやつが落ちるもんだから、それを毎年拾いに行ってるんですけど。最近はいノシシに大分やられちゃってだめなんやけど。元々は今の岩村城のようなああいう具合に、雑木というか木が茂っちゃって、石垣がでこぼこになってるようなところが無かったわけで、今城山がここ5、6年かけてやってるけど、ほとんどがこの土台作りばかりですよ。木を切るとってことは山道のくろを切るだけで、あとは木を切らんでもいいようなとこや。だからそれで国の指定が貰えたってことだと思っただけ。この一番優先しんならんのは、私今日見て、石垣やらんと50年経ったらもう必ず崩れるな。それから課長が言う眺望の確保ってことだけど、これ並大抵では眺望確保出来ないのではないのかなと。相当お金を掛けるか、30%の保安林の伐採がちゃんと眺望だけ県がみて届けだけしたらいいよって言ってくれる補償がないもんだから。ここだめたよ。ここ砂防よ、だめだよって言われると、もう眺望だんか見えやへんもんで。当面そういう細かい計画をもう少し練るようにして、一番上の二の

丸のへんは、台座の上の木を切ってしまうと、完全に土台は持たない。木はあっちゃいかんもんで、あそこは。とにかく植えたなりでほかって、見栄えのスギがいっぱい生えているもんだから、根が非常に強い。だからそのへんのことは、国有地を買ってことも、その頂上の本丸以外のところの屋敷跡は、やっぱり木を切ることも平行して進めていかないと、それは国の指定なんか私はもらえないと思うので、もう少しちょっと検討してみたらどうかな。そういうことですけども。

委員長 ; はい、まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長; 私が苗木城の話をしたものですから、苗木城の手話が、まず国指定があつて財源を確保してって話で進め。私どもは今先ほど申し上げた様に、国指定をする際に、いわゆる学術的な調査結果から見て頂いているので、その段階では特Aという非常に最高水準の評価は頂いているのです。何が課題かって言うと、その民地の方の同意が得られないということが一つの課題ですね。これはどこまでいったってその民地の方の同意がない限り国指定になりません。そうすると財源を当面どうするか。さっきご指摘があつたように、当面急がなきゃならないような石垣の整備だとかって話でございますけども、私先ほど申し上げた歴史的風致維持向上計画っていうのが、恵那市は指定されています。まさに岩村の指定を受けた時の拠点となるのが重要伝統的建造物保存地区ですね。その風致っていうのは、背景にある山のことを言ってますので、これは速ですね、採択されるというふうに思っています。ここでその財源を活用すれば、2分の1の財源は付いてきます。それから先ほど言った、林野庁の話ね。個別対応では今申し上げた様に、長い年月を予定する中での整備を考えれば当面の財源は確保で出来る。ただ、やはりさっき言ったみたいに国指定であることの評価ですね。これは価値を高めることですので、やはりこれを目指していきたいと、こういうことでございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; 岩村城、今日も私、実は2回目です。全国の三大山城っていうことと、ネットで見ても本当に評価が高いっていう、そのお城についてってことで、私の価値観よりも全国の方の価値観の方が高いっていうのがよくわかったので、やはり岩村城の整備計画は位置付けていくべきだと思います。それでこの保安林をですね、恵那市で持つということについて、いいことは言われましたけど課題みたいなもの。そういうものがないかってことですね。例えば今後の維持管理だとか、そのへんにどれくらいの、毎年とか5年、10年でどれくらいの予算かけてかなきゃいけないのかとか、やはりその中で心

配なことですね。それとですね、恵那市の観光の、私岩村が一番ホント優先してやるべきところじゃないかなって思うんです。ですので、他の所も同時についていうよりも、是非優先順位というところで、ここを位置づけていくというようなそれくらいの意気込みでやっていくっていうそのへんの覚悟が、恵那市に持ってもらいたいなというところ。観光事業の中の、岩村の位置づけをちょっと教えてもらいたいですけど。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; まず国有林の維持管理の関係でございますけど、先ほど国有林の中で維持管理の前に後藤委員さんからもご質問のあった国有林と国とですね、活用についてどんなような話がされたかっていう件ですけど、現在の7ページの資料の図を見ていただきますと、狸の道ってのが設定されております。郷土の森の協定っていうのが国有林の中を国と、当時で言うと岩村とですね、どのように活用していくかって話の中でこういうようなところまで活用できる程度だよというようなことで、幅1メートル程ですね、約1キロメートルくらいですけども、散策道は設定はさせてもらっている。それ以外に私も調査とかを国有林の中でさせて頂いたことがあるわけですけど、遺跡の発掘調査とかですね、そういったのもそういう学術的な調査ということで許可は頂いていますけども、占有する期間が一定期間以内でないといけないということでもありますとか、そういった制限がございます。また現在もここで言う中世の戦国エリアってのがこの地図にありまして、南側に延びた所があって、そこはご見学していただくように説明板とかを設置しておるんですけど、そこは占有しているということで、借地料を払わなければいけないというようなそういった色々な規制がございます。そういったことから含めて、もっと有効に活用していきたいというようなところも動機の一つでございます。それから安藤委員さんのご質問の維持管理の関係でございますけども、維持管理は現在ですと、国有林の方が月1回、国の方が、ここだけじゃございませんので、広い中点検をされて、主に危険木があるかないかっていうところを点検をされておられます。中歩きますと伐採されている大径木もありましたが、それは私が見た時は枯れて立ち枯れした大径木があって危ないなと思って行ったのが、その次の時には伐採されているといったようなことです。そんなようなまずは、例えばここを市民の方に色々歩いてもらったりするのであれば、そういう危険があるかないかって点検が第一。それから散策道路等の維持管理等ですね。ただ保護の関係もありますので、大規模な工事ってことを行うわけではありませんで、草を刈ったりとか、間伐なり枝打ちをしてもまた枝が出てまいりますので、そういった手入れをされた状態が来られた方に見ただけのような、そんなような感じになるかと思います。参考にと

すれば、市が森林組合等に市有の中山道沿いの利便施設とか維持管理、園ですね、植栽等の管理もして頂いていますので、その辺りを基準に範囲をですね、考慮していけば年間、中山道沿いだと点検等であれば数万円程度で廻って頂いておりますので。ただ作業が生じれば当然、単価かける日数で出てまいりますけども。そんなに高額のものにはなっていないとは思っております。

(マイクオフ；雑談するものあり)

委員長 ; はい、まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長; 少し大雑把な数字申し上げますけど、ここ数年というか従来からそうなんですけど、恵那市の観光の入り込み客は 400 万弱ということです。そして宿泊が十数万人ということですが、これ高山と比較すると高山も入り込みってそんなに変わらないというふうに私も認識しております。400 万人程度。ただ宿泊が 200 万人。この観光のその消費額がですね、圧倒的にこう違うわけですね。それは恵那が、中京圏から非常に時間的な距離からすると近すぎるですね。立ち寄り型の観光地であると。まさに我々が考えなくちゃいけないことは、いかに滞在時間を延ばすかということだと思っています。そういった意味では、見る観光から交流体験っていうふうに着地型のですね、そういった観光振興をしていこうと。そういう視点を考えると、岩村のその町並みと城址ですね。これは非常に滞在時間が延びてきます。そしてそれに加えて明智の大正村、恵那峡ということで、宿泊ってところを考えていく必要がある。今岩村ではゲストハウスってところを整備していますけど、いかに滞在していただくか。これによって消費額が増えていきます。そうしますと生業になってくると思っています。そういう面では、岩村の今回の城山、城址はですね、ポテンシャルとしては、全国的なレベルの価値があります。そういったところを拠点とすべきだろうというふうに考えています。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 色々話が出ておりますが、整備活用計画の概要版等を作って、それと平行して取得をしていくということでないかと私は思います。それと森林管理局との交渉の状況といいますか、森林管理局はもう用途廃止の手続きをやって、それが済めばもう契約できるよというような段階まできているという話ですので、例えばこの話を先送りするとどうなるかという問題も出てくると思うのです。ですから、その辺の状況もお聞きしたいと思います。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長；国のほうとの協議の状況でございますが、今年の1月に買受要望書を出しまして、事前の確認等をしてきております。保安林等の場合は、20ヘクタールを超える売り払いについては、林野庁との調整でございますとか、そういったことが行われております。それから現地調査等を実施して境界の確定ですとか、立木の調査を行いまして、27年の10月には分筆登記等の作業が局のほうで行われております。その中で、基本的に見込まれる売り払い額が5,000万を超える場合、国有林野管理審議会というのが開かれるということで、これが国のほうで開かれております。それを受けまして、管理署のほうから中部森林管理局のほうへ用途廃止及び処分調査の申請がなされました。財務局のほうへの通知、それを受けて財務局通知というのが20日間かかるということで行われまして、20ヘクタールを超える用途廃止ということで林野庁長官の承認を頂いているということで、用途廃止の通知が局から署のほうに来ているということでございます。そういった作業の後に市の方から買受の申請書を提出いたしまして、今回の例えば議会等にかける場合にその根拠書類としての売り払い承諾というものが局のほうから市のほうに来ているというのが、今の状況でございます。

委員長；他にありませんか。

4番委員

4番委員；そうすると、分筆登記までは既に手をつけて進めてみえと。完了したか、その辺、ちょっと。まだ市が購入したわけじゃないので、まだ。その辺の状況と。それから、ほとんど9合目ぐらいまで話が進んじやって、今更。例えばもうちょっと先送りしてくれとか、そういうことはできるかできんか。例えば、2カ月ぐらいとか3ヶ月ぐらいならOKだろうとか。ですからもう少し詳細な計画などをいただいて、ある程度みんなが理解した時点でないと、なかなか話が上手く進んでいかんような気がするわけですけど。その辺、心配するわけですけど。その先送りした場合どうかということをお聞きしたいですが。

委員長；文化スポーツ課長

文化スポーツ課長；これについては、今のこちらの状況を管理署から局のほうとどのような事がこういう状況でどうなのかということを確認させていただくしか、今の時点では結果、こちらとしてはこういう流れですというところで、ご意見を伺うしかないかなと思います。

委員長；他にありませんか。

5番委員

5番委員；これが可知市政という話になってしまって悲しい話だけど、ここまで進んでいるかということにしても、いずれにしても市民が合意しない限りは、これはやっつては。議会

としては、議会の役目を果たせないで、それなりにもうちょっと市民が理解していただけるような手続きを取らないといけないんじゃないかなと、そういう風に思います。

委員長 ; 他にありませんか。

2 番委員

2 番委員 ; これを市が買い取らなかった場合、この計画は進んで行かないという事ではないんでしょうか。進んでいかないんですか。この岩村城の整備構想については。市がこれをやらないことには進まないのか。そこだけはっきり。意思決定が、要するに国との協議に時間がかかるから、そういう意味の今回の購入ということではないわけですね。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 意思決定に時間がかかるというよりも、林野庁の保護を中心とした制限の中では城と森を一体的に整備していくのが、なかなか難しいということでございます。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員

5 番委員 ; ただ背景からいえば、国のほうも早くお金に変えるということについては、いやではないという状況だと思いますので、これによってこの買うという話が伸びる事によって、まあ2度と聞いてやらんぞという話にはならんと思うし、私の感覚では。しかも、別に今のまま協議しながら、その間に森を守っていくと、森を生かすということは検討してやっていけると思います。現実には今の見通しが見えなんだやつが木を切って見えるように。今日も行ってみたんですけど、それなりに眺望もできているし。私は思いますけど。

委員長 ; 他にありませんか。

教育長

教育長 ; 訂正をさせてください。私、一番最初に話を伺ったのは、これはまったくの別件でたぶん経営会議か何かの中で市長さんの話の中で岩村城の整備の話だったかなと思いますが、手に入れられるところから恵那市の物にしておくといいという話がある中ででした。私、教育長を拝命したのが24年12月ですのでその直後であったと思います。当時の課長に指示をして、1度アプローチをしております。失敗をしました。要は取り合っていただけなかった。そして翌年度、課長が代わりまして向こうの担当も代わったかもしれませんが、そこから交渉ができるかというようなことで話が進んでいたように記憶しておりますので。ちょっと1年ずれておりまして、申し訳ありませんでした。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員

4 番委員 ; 先ほどの繰り返しになりますが、例えば今進んでいる話を、もう少し先送りにするということになると、もう一度そのこういう状況だということを森林管理局と協議をしていくと。ですから、今の結論が崩れるという事はないですけど、向こうは買ってもらえるものだというふうに思っているだろうと思いますけど。そういう事とあれだけ価値のある文化財を含めて取得する事はいいいことだと思います。その中で手続き的にしっかりした、こういう計画であってこうしたいので取得したいということをもう少し皆さんに分るようにすることが必要ではないかと思ひますし、今日降りてきた北側といひますか富田が見えるほうも国有林だといひ話を聞きましたけど、そこの部分も城郭の一体とするならある程度必要ではないかといひことも思ひましたが、いかがですか。

委員長 ; 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 ; 今回は城下町側の国有林といひのが対象になっていますが、裏も国有林でございまして、同じ山でございまして。ただ、立地条件ですとか裏側は高い山がある側でございまして、当然国のほうもそちらの山の管理等もしっかりやっていきたいといひ今の市の取り組みに対して非常に好意的な感覚は持っておられまして、もし城下町側の整備が進むといひ事であれば、国としてもできるだけ、同じような事をやっていただけるといひことではないと思ひますけど、色々協力はさせていただくと。今こちらの話を色々聞いていただけるといひような所長さんの話は伺っております。

委員長 ; 他にありませんか。

5 番委員

5 番委員 ; 今日行って見て、話を聞いた。全協からで、まだ十分。現場を見てきましたけれど、計画の資料とか景観なんかについても、もうちょっと委員会としても、しっかり議論をして、市民の意見も聞きながらやっていくべきじゃないかな、したほうがええと思ひますけど。

委員長 ; はい他にありませんか

はい、1 番委員。

1 番委員 ; 今の課長の話は、今すぐやらんでもいいような口ぶりもあるので、もう少し、その私が言うような、先ほどから言っているように、もう少し、これはこうなります。こういふところは、こうやってやりますといひことが、きちつと言えんと景色の確保ぐらいでは、ちょっと納得ができませんので、もうちょっと研究をする時間を貰って。林野庁

のほうには、それなりの色々課題が残っておるので、それからっていう交渉も話ではできと思うので、今すぐにやらんでもいいのかなという気がいたします。それはいいですか。

委員長 ; これは継続審議ということで、今の。

1 番委員 ; まあ、そんなようなことやの。

委員長 ; ただいま継続審査との発言がありました。お計りいたします。議第 66 号財産の取得については、継続審査する事にご異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

よって、「議第 66 号財産の取得について」は継続審査といたします。

委員長 ; 次に、「議第 67 号 恵那市過疎地域自立促進計画を定めることについて」を議題といたします。本件に対する質疑を伺います。

ご質疑はありますか。

1 番委員。

1 番委員 ; 5 年前の時に 5 年間で 23 億という計画を立てられて、実際には半分しか使われておらんわけやの。今度は 5 年間延長されるこの支援促進法はどのくらいの計画、資料を見ていないのでいかんけど。いくらなんやね、15 億ぐらいという話を聞いたけど、それぐらいかね。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長総合政策課長 ; 実は当初策定した時から一部途中で計画変更しておりまして、現在の過疎計画としては総額が 21 億 6,400 万ほどで、この 27 年度末の実績のところでは 18 億 8,000 万ということで、全体串原上矢作合わせてですけど 87 パーセントの達成率という見込みをしております。今回、全協で事前説明した計画はきちんと達成できるようにサポートしていくのが我々行政の仕事だと思っておりますので、できるだけ提案したものを達成していくように努めたいと思っております。

委員長 ; 他にありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; この計画書の 30 ページ、31 ページのところ、真ん中のその他地域の自立促進に関し必要な事項というところで、それぞれ串原と上矢作と出ておりまして、私少し読んだところ、上矢作のところ、上から 4 行目ですけど、過疎対策を効果的に推進し自立した地域傾向を行うためには青年、女性、高齢者、組織の育成と活用が求められてお

り、地域内の美化活動など地域づくり活動を通し組織の育成強化が必要になりますと。上矢作については、こういう風に書いてあるのですが、この辺の今後の取り組みについては具体的にどのように進めて、高齢者、女性、若者の育成をしていくかと。何か具体的な取り組みがあるんですか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長総合政策課長 ; 現在、上矢作地域では若い人によるまちづくりの組織もできております。2次総の中でも若者会議という計画策定の段階で意見を聞いたものを今後も意見を聞き、まちづくりの担い手となっていただくような活動を支援していきたいと考えています。各地域でこういった若者の活動をサポートし、市全体としても意見を聞く場を設けていく。このように考えていますので、そういったところが本来は串原も含めても同じ若者、こういった方々たちの力をぜひまちづくりに活かしていきたい、こんな支援もしていきたいと思っているところです。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; それと同時に、今まちづくり協議会とか自治区の組織のメンバー構成ですよね。そういうところで前回も地域自治区条例が地域自治区の地域協議会が意思決定機関であるという風な位置づけにもなってきたので、そういうところに若者青年がきちっと位置づけられてメンバーとして、そういう風になっていくことが住民の中の自立に繋がっていくところだと思いますけども、その辺の組織のメンバーのあり方なんかも、今考えていっているのか。具体的に。上矢作だけではありません、串原とかも。

委員長 ; まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 ; 27年度助走期間ということで、自治区の組織を見直す中で試行的にやっていただいた結果を条例で提案させていただきました。私も実際地域に入って運営状況をみておりますと、我々が提案した組織の機能がまだまだ不十分だなと思っております。それは自治区の役員会の下にある運営委員会がこれまでの自治連合会や地域協議会と同じように会議形式になってしまっているわけです。名称も委員会という風につけたのも課題もあったかもしれませんが、実は事務局として作業をする部会である。そういったことをつくづく感じまして、上矢作のほうでは部会編成で作業が始まりました。こうやって、作業をしていくと自ずと若い方々が起動力となります。そういうところが上矢作で始まっていますので、委員ご指摘のような方向へ串原も含め、ここは過疎だけの事ですけども、他地域にもそういったところは自治区会長会議では私も説明させていただきました。

委員長 ; 他にありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 過疎債を起こした場合に、ソフト事業にも使えるかどうか。例えば維持管理費に直接充当とか串原の温泉に直接とか。そういう文言があるわけですけど、いかがでしょうか。

委員長 ; まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長総合政策課長 ; これは 5 年前の過疎法の改正の中で、基本的に起債はハード事業という形だったわけですけど、過疎債に限ってソフト事業が認められております。内容としては今回の内容の中でも 32 ページ 33 ページにものが、これがいわゆるソフト事業といわれるもので、地域に対する営農組合の補助事業ですとか改修のための補助金、あるいは地域に人材を置くためのお金、これに過疎債を使ってソフト事業を展開しているというものです。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 67 号 恵那市過疎地域自立促進計画を定めることについて」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(全会一致)

全会一致であります。よって「議第 67 号」は原案通り、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題はすべて終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、平成 28 年第 2 回総務文教委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 近 藤 純 二